

## 長野広域連合一般廃棄物最終処分場 維持管理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項第2号の規定に基づき、維持管理に関する計画の概要について公開します。

No.	項 目	内 容
1	廃棄物の飛散及び流出の防止	埋立地の外に一般廃棄物が飛散・流出しないよう即日覆土を実施する。
2	悪臭発散の防止	有機分がほとんどないため悪臭の発生はあまり見込まれないが、即日覆土により発生を抑える。
3	火災発生の防止	消火器を使用し、初期消火が可能となる対策を講じる。
4	衛生害虫発生防止	ねずみや蚊・蠅その他の害虫が発生しないように、即日覆土を徹底する。
5	立ち入り禁止の防止	みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止するための、最終処分場外周への侵入防止柵・処分場出入口の管理を徹底する。
6	立札の状態	立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には書き換える。
7	擁壁等の点検	擁壁や貯留構造物を定期的に点検し、損壊するおそれがある場合には防止措置を講じる。
8	遮水工の保護	遮水工を保護する目的で、法面部には埋立作業時に厚さ50cmの保護砂を敷設する。
9	遮水工の点検	遮水工を定期的に点検し、破損や劣化等遮水効果が低下するおそれがある場合には、補修等を行う。
10	水質検査	(1) 埋立地から発生する浸出水による最終処分場周縁の地下水質への影響の有無を判断するため、地下水の水質検査を行う。 (2) 埋立開始後、上流1ヵ所・下流4ヵ所において地下水の検査を行い記録する。(地下水検査項目について年1回、ダイオキシン類は年2回、電気伝導率及び塩化物イオン濃度は月1回実施する。)
11	水質悪化原因の調査と対策の実施	水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、原因の調査、その他生活環境の保全上必要な措置を講じる。
12	雨水の侵入防止	雨水集排水施設の点検を行い、集排水機能を阻害する落葉等の除去を行い、埋立地内への雨水の浸入を抑制する。
13	浸出水調整槽の点検	浸出水処理施設の調整槽を定期的に点検し、損傷するおそれがある場合は、補修を行う。
14	浸出水処理施設の維持管理	(1) 浸出水処理設備の処理水質が下水排出基準等に適合するよう維持管理する。 (2) 設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には必要な措置を講じる。 (3) 処理水の検査を行い記録する。(pH・BOD・SSを除く下水排除基準項目について年1回、pH・BOD・SS・塩化物イオン濃度・カルシウムイオン濃度は月1回、ダイオキシン類は年2回実施する。)
15	雨水集排水設備の土砂の除去	雨水集排水施設の機能を維持するため、開渠や雨水柵に堆積した土砂等を速やかに除去する。
16	埋立ガスの排除	縦型集排水設備により、埋立地から発生するガスを排除する。
17	最終覆土の実施	埋立処分が終了した部分は、厚さ50cm以上の覆土を行う。
18	最終覆土の損壊防止	埋立地閉鎖後も、廃止となるまでは、最終覆土等の損壊を防止するために必要な措置を講じる。
19	残余埋立容量の測定	埋立地の残余埋立容量を年1回測定し、記録する。
20	維持管理記録の作成・保存	埋め立てた廃棄物の種類、数量並びに維持管理に係る記録を作成し、当処分場が廃止されるまでの間、保存する。